

新潟市消防職員の立入検査証票に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第22号

新潟市消防職員の立入検査証票に関する規則の一部を改正する規則

新潟市消防職員の立入検査証票に関する規則（昭和37年新潟市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別記様式中表を次のように改める。

表

	<b>新潟市消防職員証</b>
 顔写真	上記のものは、新潟市消防職員であることを証明する。
	年月日
	新潟市消防長 

別記様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 縦54ミリメートル、横86ミリメートルのプラスチック製とする。
- 2 この証票の中央に、消防職員の氏名を記載する。
- 3 中央の横線はウォーターフロントブルー、右斜線は左から順に、ネイチャークリーン、アクアブルー、ウォーターフロントブルー、スプリンググリーン、フローラルグリーン、ブリーズブルー、サンセットオレンジ、ハーベストイエローとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。